

## 個人情報保護審査諮問書

北広福祉 第1241号

平成19年11月21日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 中村睦男 様

(実施機関)

北広島市長 上野正 様



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	民生委員児童委員に対する個人情報の提供について
諮問事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集 (条例第7条第2項第6号) <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集 (条例第7条第3項ただし書) <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否 (条例第8条第6号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外 (条例第9条第2項) <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項 (条例第9条第3項) <input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	個人情報を実施機関以外のもの(民生委員児童委員)に対し提供するについて、条例第8条第6号の規定に基づき、諮問するものであります。 具体的には、市内に居住する65歳以上の方の氏名、住所、生年月日、性別の4項目を提供していくことについて意見を伺うものであります。 (詳細については、別紙のとおり)
理由	地域福祉推進の中心的な担い手である民生委員児童委員の職務のひとつに「社会調査」がありますが、近年の希薄化する近所付き合いやプライバシーの意識の高まりなどから情報収集に困難をきたしています。高齢化が進む中、地域における支援体制に民生委員児童委員の協力が欠かせないことから、今回、活動の基礎資料となる情報の提供を行うものであります。
担当部課等	保健福祉部 福祉課 (電話 011-372-3311 内線 800)